

川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業

令和7年度制度変更点「1人1回限りの適用」の詳細について

1 概要

国の制度変更に伴い、他自治体での申請を含め、本事業の利用は「1人1回」までに変更します。

令和7年4月1日以降に、新規または継続で本事業の利用を開始したものの、その後、再就職する場合、今後は本事業の利用ができなくなるものです。

【注意事項】

- ・同法人内での産休、育休、病休明け及び何らかの事情で中断していた補助対象者の再度の申請は可能です。但し、利用開始日は、前回の申請状況から引き継ぎます。

2 令和7年度第1四半期分の申請について

(1) 申請ができる方

- ①令和6年度から引き続き申請する方
- ②令和7年度以降初めて申請する方
- ③令和6年度以前に退職し、令和7年度に再就職する方

(2) 申請ができない方

- ①令和6年度から引き続き利用していた方が、令和7年度4月1日以降に退職し、再就職する場合
- ②令和7年4月1日以降初めて利用開始した方が退職し、再就職する場合

※申請ができる方、できない方が判断できない場合は、保育第1課までご相談ください。

(3) 申請方法等

「令和7年度川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請マニュアル」をご確認ください。

3 制度詳細のご案内

川崎市ホームページ「川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業」

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000140622.html>

4 制度改正

令和7年4月1日付け

※改正要綱は、追って公開いたします。

5 お問い合わせ先

(1) 川崎市事務処理センター 保育士宿舎借り上げ支援事業審査担当

電話番号 044-233-1140

(2) こども未来局保育・幼児教育部保育第1課 給付・指導担当

電話番号 044-200-1138

F A X 044-200-3933

Eメール 45hoiku@city.kawasaki.jp